

4 いわき市大気汚染常時監視要綱に基づく削減要請の状況

市内の大気汚染を未然に防止するため、「いわき市大気汚染常時監視要綱」を策定し、二酸化いおう及び光化学オキシダントに係る予報発令基準を設定しています。

予報は、市内の測定局において発令基準を上回る濃度が観測された場合、当該地区の事業場に対してばい煙量排出削減等の要請をするものです。

なお、平成20年度の発令状況は、二酸化いおうについて予報5回、光化学オキシダントについて予報2回となっています。

表3-4-1 市内の光化学スモッグ注意報発令状況及び被害届出状況

注意報発令年度	発令回数	被害届出者数(人)
昭和 50 年度	3	31
昭和51年度	1	2
昭和53年度	1	38
平成18年度	1	0

表3-4-2 いわき市大気汚染常時監視要綱に基づく二酸化いおうの予報発令基準

発令区分	発令の基準	対象工場に要請する措置	解除の基準
第1段階予報	二酸化いおう濃度の1時間値が0.06ppm以上の状態になり、かつ、気象状況等によりその状態が継続すると認められるとき。	二酸化いおう排出量の削減準備	発令の基準に該当しない状態になり、かつ、気象状況等によりその状態が継続すると認められるとき。
第2段階予報	二酸化いおう濃度の1時間値が0.08ppm以上の状態になり、かつ、気象状況等によりその状態が継続すると認められるとき。	二酸化いおう排出量の削減	
第3段階予報	二酸化いおう濃度の1時間値が0.1ppm以上の状態になり、かつ、気象状況等によりその状態が継続すると認められるとき。	通常二酸化いおう排出量の概ね20%の削減	

(備考) 「通常二酸化いおう排出量」は、対象工場から排出される二酸化いおうの量であって、予報の発令時以前の5時間における1時間当たりの平均値をいう。

表3-4-3 いわき市大気汚染常時監視要綱に基づく光化学オキシダントの予報発令基準

発令の基準	対象工場に要請する措置	解除の基準
光化学オキシダント濃度の1時間値が0.1ppm以上の状態になり、かつ、気象状況等によりその状態が継続すると認められるとき。	燃料等の不要不急の燃焼の自粛	発令の基準に該当しない状態になり、かつ、気象状況等によりその状態が継続すると認められるとき。

5 有害大気汚染物質モニタリング調査

国は、地方公共団体で実施する汚染状況の把握について「有害大気汚染物質モニタリング指針」(H9.2)を制定し、平成13年に大気汚染防止法において常時監視すべき物質として、優先取組物質のうち測定方法が確立している19物質を定めました。

本市ではこれらの規定に沿って、平成9年度から環境モニタリング調査を実施しています。

有害大気汚染物質とは

『継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある(長期毒性を有する)物質で大気汚染の原因となるもの』であり、この有害大気汚染物質に該当する可能性のある234物質のうち、22物質が優先的に対策に取組むべき物質(優先取組物質)として選定されている。

そのうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質については、環境基準が設定されており、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにするため、その維持又は早期達成に努めるものとされている。

● 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質:234物質

全ての物質に大気汚染防止法の規定が適用されるものではないが、未然防止の見地から、行政は物質の有害性、大気環境濃度等に関する基礎的情報の収集整理に努めるとともに、事業者等は自主的に排出等の抑制に努めることが期待されるもの

● 優先取組物質:22物質(測定方法が確立しているのは19物質)

大気汚染防止法の規定が適用され、行政は、優先取組物質に特に重点を置いて、物質の有害性、大気環境濃度、発生源等について体系的に詳細な調査を行うほか、事業者に対して排出又は飛散の抑制技術の情報等の提供等に努め、事業者の自主的な排出等の抑制努力を促進するもの

● 指針値設定物質:7物質

有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や、事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待できるもの

表3-5-1 有害大気汚染物質の環境基準

物質	環境基準	用途など
ベンゼン	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	さまざまな化学物質の原料に用いられる 自動車や工場等からの排出ガスから発生
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	代替フロン原料や金属表面に付着した油の 除去などに用いられる
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	代替フロン原料や金属表面に付着した油の 除去などに用いられる
ジクロロメタン	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	溶剤や金属表面に付着した油の除去などに用 いられる

(備考)

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

表3-5-2 有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)

物質	環境基準	用途など
アクリロニトリル	1年平均値が $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	合成樹脂の原料など
塩化ビニルモノマー	1年平均値が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	ポリ塩化ビニルなどの合成樹脂の原料
クロロホルム	1年平均値が $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	代替フロンやフッ素の原料など
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	塩化ビニルモノマーの原料など
水銀	1年平均値が $0.04\mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ 以下であること	電池、蛍光灯、アマルガムなど
ニッケル化合物	1年平均値が $0.025\mu\text{g Ni}/\text{m}^3$ 以下であること	合金、触媒、電池など
1,3-ブタジエン	1年平均値が $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	合成ゴム、合成樹脂の原料など

(備考)

指針値は、現段階では「有害性評価に係るデータの科学的信頼性」が不十分であっても、大気モニタリングや事業者の排出抑制の指標として設定されたもので、環境基準とは区別されている。

平成20年度は市内5箇所の大気測定局敷地内及び化学工場の敷地境界1箇所の計6箇所において、測定対象19物質のうち15物質を測定しました。

環境基準の定められているベンゼン等4物質、指針値が設定されているアクリロニトリル等7物質は、測定した全地点で年平均値が環境基準値及び指針値を下回りました。その他4物質の測定結果は、平成19年度の全国調査結果の範囲内となっています。

表3-5-3 有害大気汚染物質調査結果

(平成20年度)
[単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、*は ng/m^3]

No.	測定地点 測定項目	一般環境	発生源周辺				沿道	環境基準等	全国平均値(全国濃度範囲)
		揚土局	常磐西郷町 銭田地内	西郷局	上中田局	花ノ井局	平局		
1	ベンゼン	0.98	2.5	1.3	1.3	1.1	1.6	3以下	一般環境1.3(0.45~2.6) 発生源周辺1.5(0.49~3.1) 沿道1.8(0.80~3.9)
2	トリクロロエチレン	0.67	—	—	0.22	0.26	—	200以下	一般環境0.70(0.0042~4.4) 発生源周辺1.0(0.0049~17)
3	テトラクロロエチレン	0.029	—	—	—	—	—	200以下	一般環境0.25(0.0075~1.9)
4	ジクロロメタン	1.3	—	—	—	—	—	150以下	一般環境1.9(0.26~10)
5	アクリロニトリル	0.047	0.075	0.080	0.62	0.076	—	2以下	一般環境0.079(0.0087~1.5) 発生源周辺0.17(0.010~1.2)
6	塩化ビニルモノマー	0.061	—	—	0.52	0.64	—	10以下	一般環境0.039(0.0033~1.3) 発生源周辺0.24(0.0023~9.9)
7	クロロホルム	0.97	—	—	—	—	—	18以下	一般環境0.19(0.0060~1.3)
8	1,2-ジクロロエタン	0.099	—	—	—	—	—	1.6以下	一般環境0.12(0.0045~1.7)
9	水銀及びその化合物*	2.4	—	—	—	—	—	40以下	一般環境2.1(0.56~4.2)
10	ニッケル化合物*	2.1	—	—	—	—	—	25以下	一般環境4.0(0.26~19)
11	1,3-ブタジエン	0.087	—	—	0.081	1.4	0.22	2.5以下	一般環境0.14(0.0017~0.48) 発生源周辺0.23(0.031~1.7) 沿道0.27(0.065~0.89)
12	アセトアルデヒド	—	—	—	—	—	2.3	/	2.5(0.15~7.5)
13	ベンゾ(a)ピレン*	—	—	—	—	—	0.19		0.26(0.00038~1.8)
14	ホルムアルデヒド	—	—	—	—	—	3.2		2.7(0.45~9.0)
15	ヒ素及びその化合物	4.7	—	—	—	—	9.6		1.9(0.14~31)

(備考)

1.No.1~4の測定項目は環境基準が設定されている。年平均値で評価。

2.No.5~11の測定項目は指針値が設定されている。年平均値で評価。

3.全国濃度範囲及び全国平均値は「平成19年度地方公共団体等における有害大気汚染物質モニタリング調査結果(環境省水・大気環境局)」から引用。

6 アスベスト

アスベストに係る健康被害について、平成 17 年度に大きな社会問題になったことから、市民の不安を払拭し安全を確保するため、吹付けアスベストが使用されている市有施設について除去等の対策を行っています。

また、大気環境中のアスベスト濃度を把握するため、年4回アスベストの測定を実施しています。

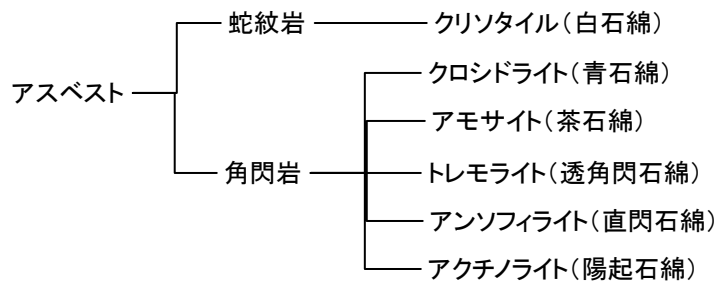
アスベストとは

石綿（イシワタまたはセキメン）ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。主成分は、珪酸マグネシウム塩で蛇紋石石綿と角閃石石綿に大別される。

その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や、飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがある。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていたが、昭和50年に原則禁止された。

その後も、スレート材、ブレーキライニングやブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されていたが、現在では、原則として製造等が禁止されている。

石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られている。



平成 20 年度は市内4箇所の大気測定局敷地内で測定しました。

各地点の年間平均値は 0.17～0.45(本/μg)で、大気汚染防止法18条の5に規定する特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準 10(本/μg)と比較すると低い値になっており、問題のないレベルであると考えられます。

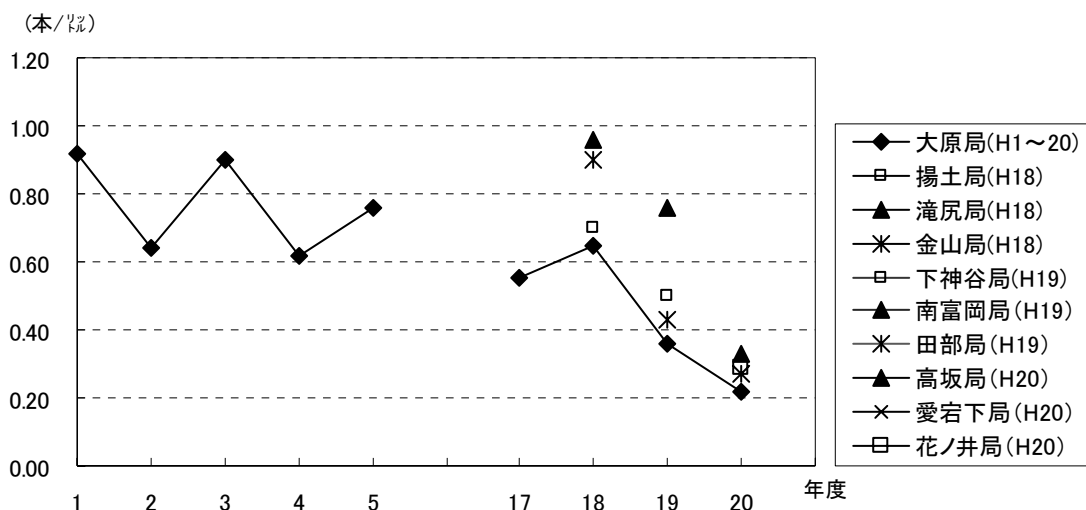


図3-6 アスベスト濃度の経年変化(年平均値)

表3-6 アスベストの測定結果

(単位:本/立方メートル)

測定地点	測定年度	測定結果				
		春 期	夏 期	秋 期	冬 期	幾何平均値
環境監視センター 敷地内	平成元年度	—	1.1	—	0.78	0.92
	平成2年度	—	0.71	—	0.59	0.64
	平成3年度	—	0.74	—	1.1	0.90
	平成4年度	—	0.69	—	0.56	0.62
	平成5年度	—	0.72	—	0.81	0.76
	平成17年度	—	0.73	—	0.42	0.55
	平成18年度	0.74	0.86	0.54	0.54	0.65
	平成19年度	0.28	0.65	0.22	0.46	0.36
	平成20年度	0.31	0.17	0.25	0.19	0.22
揚土局	平成18年度	—	0.61	—	0.81	0.70
滝尻局		—	0.84	—	1.1	0.96
金山局		—	0.75	—	1.1	0.90
下神谷局	平成19年度	—	0.58	—	0.44	0.50
南富岡局		—	1.0	—	0.58	0.76
田部局		—	0.42	—	0.46	0.43
高坂局	平成20年度	—	0.45	—	0.25	0.33
愛宕下局		—	0.44	—	0.17	0.27
花ノ井局		—	0.35	—	0.25	0.29

(備考)

いわき市環境監視センター敷地内については平成元年度から平成5年度まで福島県と共同調査を実施していたが、5年間の測定結果に変動が見られなかったことから、以降平成16年度までは調査を休止していた。

7 酸性雨調査

大気汚染常時監視の一環として、酸性物質等の沈着量を年間通して把握することにより、今後の酸性雨対策の基礎資料を得ることを目的に、昭和59年度から継続的に酸性雨調査を行っています。また、東北都市環境問題対策協議会の共同調査の一環として、酸性雪(雨)調査を行っています。

酸性雨とは

酸性雨は、化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で反応して生じる硫酸や硝酸などを取り込んで生じると考えられるpHの低い雨★のことをいうが、雨の他に霧や雪など(湿性沈着)及びガスやエアロゾルの形態で沈着するもの(乾性沈着)を全てあわせて酸性雨と呼ぶ。

欧米では、酸性雨によると考えられる湖沼の酸性化や森林の衰退が報告され、国境を越えた国際的な問題となっている。一方、日本では、欧米並みの酸性雨が観測されているが、生態系への影響については明確な兆候はみられていない。しかし、酸性雨が今後も降り続くとすれば、将来、影響発現の可能性が懸念されている。

酸性雨による影響はヨーロッパ、北米などの先進工業国のほかに、中国、東南アジアなど世界的な規模で発生している。酸性雨の特色として、硫黄酸化物や窒素酸化物などの原因物質が、発生源となる地域から数千キロも離れた地域に運ばれることが挙げられる。酸性雨は、従来、先進国の問題と考えられてきたが、近年、開発途上国における工業化の進展により、大気汚染物質の排出量は増加しており、広域的な酸性雨の被害も大きな問題となってきた。

★酸性雨は、目安としてpH5.6以下の雨を指すが、これは大気中の二酸化炭素が炭酸イオンとして雨水に飽和状態になった時に、pH5.6を示すためである。しかし、海洋地域などでは自然発生源により、pHのバックグラウンドは5.6より低く、5前後になると指摘される。

(1) 通年調査

環境監視センター屋上にろ過式採取装置及び自動開閉式採水装置を設置し、2種類の採取方法により、2週間毎に降水を採取しました。

調査の結果、平成20年度における市内の酸性雨状況の年平均は、ろ過式がpH4.83、自動開閉式がpH4.55で、全環研第4次酸性雨全国調査(平成16年度)と比較して、全国の地点別平均値(4.40～5.00)の範囲内であり、本市の酸性雨状況は全国とほぼ同程度と考えられます。また、平成9年度からの本市の全降雨pHの年平均は4.46～5.05の範囲内で推移しています。

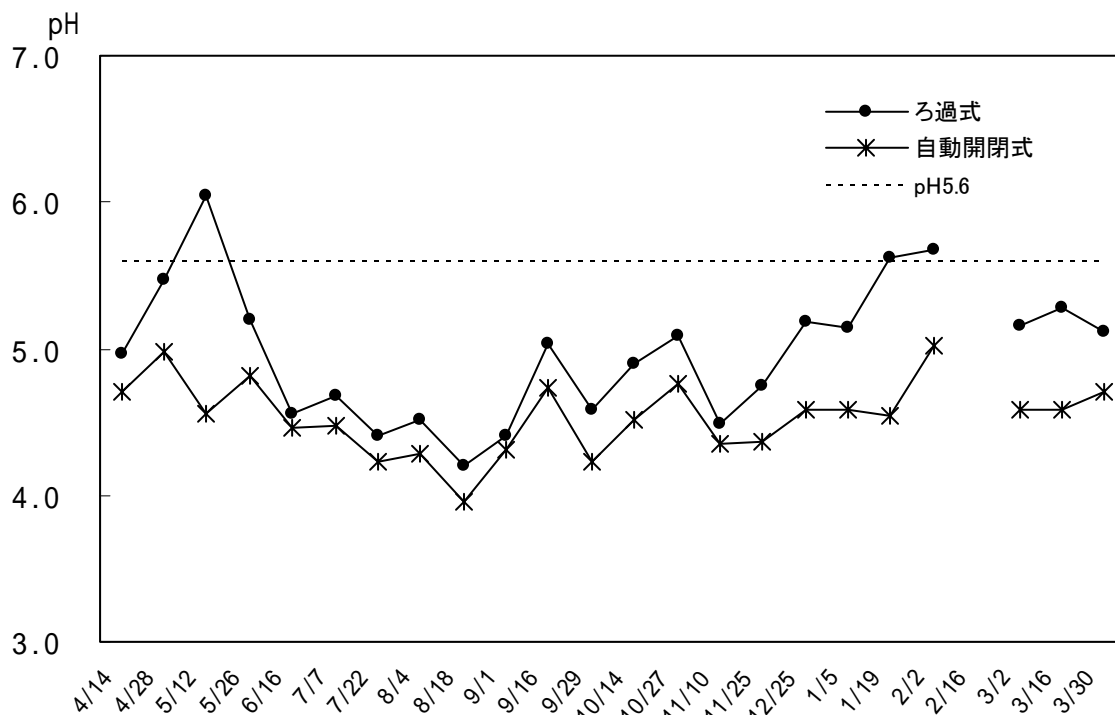


図3-7 酸性雨通年調査結果

月日

(2) 酸性雪(雨)調査

環境監視センターの屋上に降雪採取装置を設置し、1月中旬から2月中旬までの1週間毎の降雪(雨)を採取しました。

調査結果は表3-7-2のとおりです。

表3-7-1 酸性雨(通年)調査の全降水pH結果

(平成20年度)

No.	捕集期間			ろ過式		自動開閉式	
				降水量	pH	降水量	pH
	月日	～	月日	mm		mm	
1	3月31日	～	4月14日	1610	4.96	2625	4.71
2	4月14日	～	4月28日	5325	5.47	5410	4.98
3	4月28日	～	5月12日	340	6.05	360	4.56
4	5月12日	～	5月26日	4240	5.20	4480	4.81
5	5月26日	～	6月16日	2770	4.55	2830	4.46
6	6月16日	～	7月7日	2650	4.68	2730	4.48
7	7月7日	～	7月22日	870	4.40	890	4.23
8	7月22日	～	8月4日	2380	4.51	2490	4.29
9	8月4日	～	8月18日	480	4.20	485	3.96
10	8月18日	～	9月1日	3020	4.41	3110	4.31
11	9月1日	～	9月16日	1400	5.03	1560	4.73
12	9月16日	～	9月29日	1130	4.58	1190	4.23
13	9月29日	～	10月14日	1590	4.90	1580	4.52
14	10月14日	～	10月27日	3290	5.09	3270	4.76
15	10月27日	～	11月10日	430	4.49	450	4.35
16	11月10日	～	11月25日	1450	4.75	1440	4.37
17	11月25日	～	12月15日	1850	5.19	1950	4.58
18	12月15日	～	1月5日	680	5.14	620	4.59
19	1月5日	～	1月19日	500	5.62	360	4.54
20	1月19日	～	2月2日	2250	5.67	2130	5.02
21	2月2日	～	2月16日	0		0	
22	2月16日	～	3月2日	2000	5.16	1690	4.59
23	3月2日	～	3月16日	2620	5.28	1800	4.58
24	3月16日	～	3月30日	540	5.11	850	4.70
降水量換算合計				43415	4.83(平均)	44300	4.55(平均)

(備考) 降雨水捕集面積は、ろ過式は346.2cm²(1/11以降の捕集面積314.0cm²)、自動開閉式は314.0cm²

表3-7-2 酸性雪(雨)調査結果

(平成20年度)

区分(調査年月日)	貯水量 (ml)	pH	導電率 (μ S/cm)
第1期(H21.1.26～2.2)	2700	4.65	8.3
第2期(H21.2.2～2.9)	0	-	-
第3期(H21.2.9～2.16)	0	-	-
第4期(H21.2.16～2.23)	2060	4.60	13.5

(備考) 捕集面積は、642.1cm²

8 法令に基づく届出状況

「大気汚染防止法(以下、この章において「法」とする。)」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例(以下、この章において「県条例」とする。)」により、ばい煙や粉じんの発生施設の設置、変更又は廃止等をする場合、届出が義務づけられています。

平成20年度末現在、事業場からの届出状況は次のとおりです。

(1) ばい煙発生施設(表3-8(1))

法に基づくばい煙発生施設数は855施設(262事業場)となっています。

なお、その他に「電気事業法」「鉱山保安法」に基づくばい煙発生施設数は、99施設(44事業場)となっています。

(2) 揮発性有機化合物排出施設(表3-8(2))

法に基づく揮発性有機化合物排出施設数は11施設(5事業場)となっています。

(3) 一般粉じん発生施設(表3-8(3))

法に基づく一般粉じん発生施設数は270施設(61事業場)となっています。

なお、その他に「電気事業法」「鉱山保安法」に基づく一般粉じん発生施設数は79施設(3事業場)となっています。

(4) 特定粉じん発生施設(表3-8(4))

法に基づくアスベストを取り扱う特定粉じん発生施設は市内にはありません。

(5) 特定粉じん排出等作業実施(表3-8(5))

法に基づく特定粉じん排出等作業に係る届出は25件ありました。

(6) ばい煙指定施設(表3-8(6))

県条例に基づくばい煙指定施設数は57施設(15事業場)となっています。

◆大気汚染防止法に基づく届出状況(平成21年3月末現在)

表3-8(1) ばい煙発生施設設置状況

番号	施設名	施設数
1	ボイラー	605 (25)
3	金属精錬等用 焙焼炉等	9
5	金属精錬等用 溶解炉	8
6	金属熱処理等用 加熱炉	7
7	石油製品製造用 加熱炉	1
9	窯業製品用 熔融炉	1
	〃 その他の焼成炉	29
10	無機化学工業等用 反応炉	6
11	骨材乾燥炉	11
	その他の乾燥炉	19
12	製鉄・製鋼等用 電気炉	3
13	廃棄物焼却炉	32
14	亜鉛精錬等用 焙焼炉	3
	〃 焼結炉	4 (3)
	〃 溶鉱炉	4
	〃 転炉	5
	〃 溶解炉	4
〃 乾燥炉	3	
19	塩素反応施設等	18
21	磷酸質肥料等用 反応施設	3
24	鉛二次精錬等用 溶解炉	2
25	鉛蓄電池用 溶解炉	8
27	硝酸製造用 吸収施設	0
	〃 濃縮施設	1
29	ガスタービン	2 (7)
30	ディーゼル機関	67 (64)
施設合計		855 (99)
届出事業場数		262 (44)

- (備考) 1. 施設番号は、大気汚染防止法施行令別表第一による。
2. ()内の数字は、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づく施設及び事業場数を示し、届出件数等には含まれない。

表3-8(2) 揮発性有機化合物排出施設設置状況

番号	施設名	施設数
1	溶剤使用化学製品製造用乾燥施設	6
4	粘着テープ等接着用乾燥施設	1
5	その他の接着用乾燥施設	3
9	揮発性有機化合物貯蔵タンク	1
施設合計		11
届出事業場数		5

(備考) 施設番号は、大気汚染防止法施行令別表第一の二による。

表3-8(3) 一般粉じん発生施設設置状況

番号	施設名	施設数
1	コークス炉	0
2	堆積場	66 (16)
3	コンベア	141 (58)
4	破碎機・摩砕機	38 (4)
5	ふるい	25 (1)
施設合計		270 (79)
届出事業場数		61 (3)

- (備考) 1. 施設番号は、大気汚染防止法施行令別表第二による。
2. ()内の数字は、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づく施設及び事業場数を示し、届出件数等には含まれない。

表3-8(4) 特定粉じん発生施設設置状況

番号	施設名	施設数
1	解綿用機械	0
2	混合機	0
3	紡績用機械	0
4	切断機	0
5	研磨機	0
6	切削用機械	0
7	破碎機・摩砕機	0
8	プレス	0
9	穿孔機	0
施設合計		0
届出事業場数		0

(備考) 施設番号は、大気汚染防止法施行令別表第二の二による。

表3-8(5) 特定粉じん排出等作業の届出状況

番号	届出の種類 作業の種類	通常作業	緊急時
		法第18条 の15第1項	法第18条 の15第2項
1	解体作業	9	0
2	改造・補修作業	16	0
計		25	0

(備考) 作業の種類の番号は、大気汚染防止法施行令第三条の四による。

◆ 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況(平成21年3月末現在)

表3-8(6) ばい煙指定施設設置状況

番号		施設名	施設数
1 ばい煙指定施設に係るば	1	金属精製等用 溶解炉	0
	2	無機化学工業用焼成炉	16
	3	製鉄・製鋼等用 電気炉	0
	4	廃棄物焼却炉	2
	5	活性炭原料用炭化施設	20
2 指定有害物質に係るばい煙指定施設	1	ボイラー(石炭燃料)	4
	2	ボイラー(廃棄物固形化燃料等)	1
	3	建設用粘土製造用焼成炉	0
	4	燐酸質肥料等製造用反応施設等	3
	5	化学製品用食塩電解施設	0
	6	廃棄物焼却炉	8
	7	銅・鉛・亜鉛製錬用焙焼炉	2
	8	二次精錬等用 溶解炉	1
	9	鉛蓄電池用 溶解炉	0
	10	コークス炉	0
施設合計			57
届出事業場数			11

(備考) 施設番号は、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第一による。

9 大気発生源立入検査

本市では、大気環境基準等を維持・達成するため、法及び県条例に基づき、固定発生源に対し立入検査を行い、監視・指導を行っています。

表3-9 工場・事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要

物質名		主な発生の形態等	規制の方式と概要	
ばい煙	硫黄酸化物(SO _x)	ボイラー、廃棄物焼却炉等における燃料や鉱石等の燃焼	排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(量)を設定	
	ばいじん	同上及び電気炉の使用	施設・規模ごとの排出基準(濃度)	
	有害物質	カドミウム、カドミウム化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準
		塩素、塩化水素	化学製品反応施設や廃棄物焼却炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準
		フッ素、フッ化水素、フッ化ケイ素	アルミニウム精錬用電解炉やガラス製造用溶融炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準
		鉛、鉛化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準
		窒素酸化物(NO _x)	ボイラーや廃棄物焼却炉等における燃焼、合成、分解等	施設・規模ごとの排出基準
揮発性有機化合物(VOC)		VOCを排出する次の施設 化学製品製造・塗装・接着・印刷における乾燥施設、吹付塗装施設、洗浄施設、貯蔵タンク	施設ごとの排出基準	
粉じん	一般粉じん	ふるいや堆積場等における鉱石、土砂等の粉碎・選別、機械的処理、堆積	施設の構造、使用、管理に関する基準 ・集じん機、防塵カバー、フードの設置、散水等	
	特定粉じん(石綿)	1. 切断機等における石綿の粉碎、混合その他の機械的処理 2. 吹き付け石綿使用建築物等の解体・改造・補修作業	事業場の敷地境界基準 建築物解体時等の除去、囲い込み、封じ込め作業に関する基準	
特定物質(28物質)		特定施設において故障、破損等の事故時に発生	事故時における措置を規定 ・事業者の復旧義務、都道府県知事への通報等	
有害大気汚染物質	234物質(群) このうち「優先取組物質」として22物質		知見の集積等、各主体の責務を規定 ・事業者及び国民の排出抑制等自主的取組、国の科学的知見の充実、自治体の汚染状況把握等	
	指定物質	ベンゼン	ベンゼン乾燥施設等	施設・規模ごとに抑制基準
		トリクロロエチレン	トリクロロエチレンによる洗浄施設等	施設・規模ごとに抑制基準
		テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機等	施設・規模ごとに抑制基準
自動車排ガス	一酸化炭素(CO)	自動車の運行	道路運送車両法による保安基準等で確保	
	炭化水素(HC)			
	鉛化合物			
	窒素酸化物(NO _x)			
	粒子状物質(PM)			

(備考)

- 有害物質については、福島県知事により、物質ごとに上乗せ基準が設定されている。
- 福島県生活環境の保全等に関する条例では、大気汚染防止法の規制対象外の事項について規制を行っている。

① ばい煙発生施設等検査

法及び県条例に定めるばい煙発生施設等(平成20年度末現在:立入対象309事業場)を有する事業場の排出基準の適合状況について、7施設(延べ45項目)の検査を行いました。

検査の結果、すべての施設の排出ガスが、法及び県条例の排出基準を下回っていました。

② 揮発性有機化合物排出施設検査

法に定める揮発性有機化合物(VOC)排出施設(平成20年度末現在:立入対象5事業場)を有する事業場の排出基準の適合状況について、1施設の検査を行いました。

検査の結果、すべての施設で排出物に含まれる揮発性有機化合物の量が排出基準を下回っていました。(平成22年3月31日までは、基準の適用が猶予されています。)

③ 特定粉じん排出等作業検査

法に定める特定粉じん排出等作業に係る届出が提出された25件のすべての作業について、作業基準の遵守状況について確認を行いました。

④ 大気発生源届出状況確認検査

法及び県条例に定めるばい煙発生施設等、一般粉じん発生施設等及びダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設を有する事業場について、当該施設に係る維持管理状況の確認検査を行いました。

検査の結果、検査した100事業場のうちの27事業場において、法及び県条例に係る違反を確認したため、早急に改善するよう指導を行いました。

表3-9(5) 大気発生源指導内容

指 導 事 項		施設数(件)
指導内容	ばい煙に係る自主測定の未実施	4
	ばい煙の自主測定回数不足	1
	施設変更及び廃止に係る未届出	21
	使用燃料の硫黄含有率の未把握	8
合計		34
是正指導した事業場数		27事業場